

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から

施設等の利用料金が変わります

消費税法の改正により、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から消費税率(地方消費税率を含む)が現行の 8% から 10% に引き上げられます。これに伴い、市の施設の使用料や手数料等を改定します。

【問い合わせ先】各担当課(下表内記載)

区分	改定される主な使用料・手数料等	施設・設備等	問い合わせ先
総務	研修室等の使用料	厚狭地区複合施設	地域活性化室 ☎ 71-1602
	文化ホール・体育ホール・会議室等の使用料	市民館	市民館 ☎ 83-5700
	大ホール・研修室等の使用料	不二輸送機ホール(文化会館)	文化振興課 ☎ 71-1000
	教室・附属設備等の使用料	きららガラス未来館	
	体育施設(市民体育館・野球場等)の使用料	体育施設	スポーツ振興課 ☎ 81-3100
民生	集会室等の使用料	石丸総合館	石丸総合館 ☎ 72-0335
	会議室等の使用料	福祉会館・中央福祉センター	社会福祉課 ☎ 82-1174
衛生	診断書・証明書の交付手数料	急患診療所	健康増進課 ☎ 71-1814
	廃棄物の処理手数料	環境衛生センター	環境衛生センター ☎ 83-3651
	墓地管理料	市営墓地	環境課 ☎ 82-1143
	理容所・美容所の検査手数料等	—	
商工労働	会議室等の使用料	商工センター	商工労働課 ☎ 82-1150
	会議室等の使用料	労働会館	
	教室等の使用料	雇用能力開発支援センター	
	会議室等の使用料	勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム ☎ 83-3146
水産	漁港区域内水域等の占用料, 土砂採取料	漁港区域	農林水産課 ☎ 82-1153
	海岸保全区域内の占用料, 土石採取料	海岸保全区域	
	係留施設使用料, 野積場等の占用料	漁港	
土木	法定外公共物の占用料	法定外公共物	土木課 ☎ 82-1161
	準用河川の流水占用料, 土地占用料	準用河川	
	道路占用料	市道	
	港湾施設(野積場)の使用料	港湾施設	都市計画課 ☎ 82-1162
	都市公園占用料, 庭球場・キャンプ場等の使用料	都市公園	
	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	—	
教育	屋内運動場等の使用料	市立学校施設	教育総務課 ☎ 82-1200
	視聴覚ホール等の使用料	中央図書館	中央図書館 ☎ 83-2870
	会議室等の使用料	公民館	社会教育課 ☎ 82-1203
	研修室・宿泊室・浴室等の使用料	きらら交流館	
	体育館・運動広場等の使用料	青年の家	
	集会室等の使用料	津布田会館	
その他	地方卸売市場の使用料	地方卸売市場	農林水産課 ☎ 82-1152
	公共下水道の使用料	—	下水道課 ☎ 82-1164
	農業集落排水施設の使用料	—	
	水道料金, 加入金	—	水道局業務課 ☎ 83-5725
	工業用水道料金	—	
	特別室料, 診断書等の手数料	市民病院	病院局総務課 ☎ 83-2355

※原則、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日以降に申請・許可を受けた使用分から適用されます。詳しくはお問い合わせください。

※市民館・文化会館および体育施設は、利用者の利便性の向上を図るため、併せて料金体系を見直しています。